



島根県報

平成28年8月30日（火）

第2,831号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

砂利採取業務主任者試験の実施	（河 川 課）	2
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	3

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	4
---------------------------	-----------	---

【議会告示】

島根県議会事務局規程の一部改正		6
-----------------	--	---

告 示**島根県告示第552号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字石藤四郎2086-4
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第553号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成25年度～27年度	124枚	1冊	田橋町3	平成28年 8 月 18 日
出雲市	平成26年度～28年度	25枚	1冊	大呂 [㊤]	平成28年 8 月 18 日
出雲市	平成26年度～28年度	34枚	1冊	大山左岸 ^①	平成28年 8 月 18 日
津和野町	平成25年度～27年度	22枚	1冊	相撲ヶ原Ⅱ	平成28年 8 月 18 日
津和野町	平成25年度～27年度	23枚	1冊	内美 ^①	平成28年 8 月 18 日
津和野町	平成25年度～27年度	25枚	1冊	笹山 ^①	平成28年 8 月 18 日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成28年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験の日時
平成28年11月11日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）
- 2 試験会場
大田市大田町大田イ236-4
島根県男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚（うち1枚は、受験票に貼り付けること。）（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成28年9月26日（月）から同年10月11日（火）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成28年10月11日までの消印のあるもの限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成28年12月2日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成28年 8 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市大塚町、斐川町出西、斐川町神氷及び斐川町上庄原

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年9月1日から同月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第97号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成28年8月30日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務 1 級	学科試験	平成28年12月 8 日（木）午前 9 時から正午まで	20人程度
	実技試験	平成29年 1 月26日（木）午前 9 時から午後 5 時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	平成28年12月 8 日（木）午前 9 時から正午まで	20人程度
	実技試験	平成29年 1 月12日（木）午前 9 時から午後 5 時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
------	---

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成28年10月17日（月）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当するものにあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のイに該当するものにあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受験票の交付

受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（生活安全刑事）課（係）に行うこと。

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

島根県議会事務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月30日

島根県議会議長 糸 原 徳 康

別表第2の5の項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 録音テープその他の音声を記録する媒体に記録されている電磁的記録（本会議、各種委員会及び全員協議会に係るものに限る。）

別表第2保存期間満了後の措置の欄中「該当するもの」の次に「（5の項の(2)に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行し、同日以後に職員が作成した録音テープその他の音声を記録する媒体に記録されている電磁的記録（本会議、各種委員会及び全員協議会に係るものに限る。）について適用する。